

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成22年1月29日
【会社名】	株式会社ウイルコ
【英訳名】	Wellco Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 石田 敏郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	石川県白山市福留町370番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長兼社長執行役員である石田敏郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有している。

その責任の遂行に当たり、当社は、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制には、一般的に、有効に機能しない固有の限界があるので、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度末日である平成21年10月31日を基準日として、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を行った。

当社は、当事業年度の財務報告に係る内部統制のテスト及び評価の年間計画に基づき、まず、連結ベースでの全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる業務プロセスにおける財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定した。

当該統制上の要点について、内部統制が適切に機能することによって、財務情報を作成するための要件を確保する合理的な保証を提供しているかを確認し、それを通じて、財務報告に係る内部統制の基本的要素が有効に機能しているかを評価した。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲としては、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とした。

当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

金額的重要性の観点からは、連結ベースの売上高を指標とし、選定した重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象とした。

重要な事業拠点としては、連結ベースの売上高の概ね2 / 3に達する事業拠点を選定した。当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目は売上、売掛金及び棚卸資産である。

さらに、質的重要性の観点から、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加した。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成21年10月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

当社前会長等が「低料第三種郵便」に関し郵便法違反事案で逮捕・起訴されるという事態が発生した。

当社は、これに関し、平成20年11月の調査委員会からの調査報告を受け、平成21年1月に「ウイルコの宣言」を発表し、同宣言に基づく「アクションプラン」（コンプライアンス・プログラム）を策定し、その実行によるコンプライアンスの徹底を図ってきた。同年3月には、コンプライアンス体制の構築と実施状況確認のため、外部有識者のみで構成される「モニタリング委員会」を設置し、コンプライアンス体制の方針・計画の妥当性及び実施状況につき、モニタリングを行ってきた。また、同年10月、当社グループに係るリスクに対応するため、従来からの総合リスク管理委員会を改組し、「内部統制委員会」を設置し、同委員会下に、法令遵守・企業倫理確立のため、「コンプライアンス委員会」を設置して整備と充実を図ってきた。

上記の取組みの結果、当社グループにおける法令遵守・企業倫理に対する体制は、整備され、有効に機能しているものと評価した。